

実務証明書



消せるボールペンでの記入不可。訂正箇所には**公印での訂正印が必須**です。証明者に裏面の【記入例】および別紙(A3用紙)「作成にあたっての注意事項」を見せ作成してください。(申請期間中はHPでも掲載しています。)

勤務者氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日
-------	------	---------------------------------------------------------	---	---	---

勤務施設		複数の施設における勤務期間・勤務時間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに証明書(本様式)が必要になります。			
施設名	※法人・自治体の場合は、勤務施設名も必ず記入				
勤務施設所在地	電話番号	※本証明書についての問い合わせ先を記入			
	FAX	-			
施設の概要	① 幼稚園 ② 認定こども園 ③ 利用定員20人以上の認可保育所 ※認証保育所・認定保育所は認可外保育施設となります。 ④ 平成27年4月以降に認可された小規模保育事業(C型を除く) ⑤ 平成27年4月以降に認可された定員6人以上の事業所内保育事業 ⑥ 公立の認可外保育施設 ⑦ 特例保育を実施する施設(旧へぎ地保育所) ⑧ 幼稚園併設型認可外保育施設 ⑨ 認可外保育施設(認証/認定保育所含む) → 「特例制度対象施設証明書」も必要(手引きP10、Q9参照) ※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付期間(平成17年以降)の勤務が対象です。				
認可等年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	[幼稚園の場合] 学校教育法に定める「幼稚園設置基準」による認可(届出)日 [認定こども園の場合] 「認定こども園」の認可等年月日 [認可外保育施設の場合] 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付年月日
変更前の施設について	変更前の施設名	施設の概要			変更前(認可等年月日前)の施設の勤務を含める場合は、必ず記入してください。(例:幼稚園から認定こども園に移行等) ※変更前の施設が、9.認可外保育施設の場合、認可外保育施設での勤務期間・総勤務時間は含めず本様式をコピー(HPから印刷)して証明書を分けて発行してください。
		上記「施設の概要」から該当の数字(1~8)を記入してください。			
	認可等年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日

勤務経験		勤務期間が複数に分かれる場合は本様式をコピー(HPから印刷)するか、別紙に記入し必ず別紙にも公印を押印してください。			
幼稚園教諭免許状取得後の勤務期間	自:	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	から
	至:	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	現在勤務中
上記勤務期間の総勤務時間数	いずれか1つに✓してください。(✓なし、複数✓は不可)				※以下の期間の勤務は記入しないでください。 ●認可等年月日より前 ●受験申請期限より後 ●証明日より後の勤務(勤務見込み等)
	<input type="checkbox"/> 4,320時間以上	<input type="checkbox"/> ()時間	※4,320時間に満たない場合、必ず総勤務時間数を記入してください。(複数施設による合算の場合) 注意:「1日8時間×週5日勤務」、「週40時間」等の記入は不可。		

上記の者は、**幼稚園教諭免許状取得後**、上記施設において、上記の実務経験^{注意1}を有する者であることを証明する。

証明日	施設名(証明施設)	公印 ※個人印不可 注意3
平成 年 月 日	施設長名(証明者)	

注意1:主たる業務が児童の保護または援護もしくは幼児の教育(保育)に直接従事していること。事務職等で児童または幼児と直接携わらない勤務は該当しません。
 注意2:施設が廃園されている場合、当該施設の設置者(法人・自治体)が存続していれば証明が可能です。また、統合等によって事務を引き継いだ施設・団体等が証明できる場合は、引き継いだ施設・団体の長による証明も可能です。いずれも難しく証明ができない場合は、その勤務を加算することはできません。
 注意3:認可外保育施設以外の施設で個人印を使用している施設は事前に保育士試験事務センターへ連絡してください。

記入例

●訂正印(公印)は必ず押印してください。
※個人印不可

●該当する施設1つのみに○をしてください。

勤務施設	複数の施設における勤務期間・勤務時間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに証明書(本様式)が必要になります。		
施設名	学校法人△△学園 ○○認定こども園 <small>※法人・自治体の場合は、勤務施設名も必ず記入</small>		
勤務施設所在地	東京都○○区○○○X-X-X	電話番号	03-XXXX-XXXX <small>※本証明書についての問い合わせ先を記入</small>
		FAX	- -
施設の概要	① 幼稚園 ② 認定こども園 ③ 利用定員20人以上の認可保育所 ※認証保育所・認定保育所は認可外保育施設となります。 ④ 平成27年4月以降に認可された小規模保育事業(C型を除く) ⑤ 平成27年4月以降に認可された定員6人以上の事業所内保育事業 ⑥ 公立の認可外保育施設 ⑦ 特例保育を実施する施設(旧へき地保育所) ⑧ 幼稚園併設型認可外保育施設 ⑨ 認可外保育施設(認証/認定保育所含む) → 「特例制度対象施設証明書」も必要(手引きP10. Q9参照) ※「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付期間(平成17年以降)の勤務が対象です。		
認可等年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 公印 27 26 年 4 月 1 日 <small>※認可後の勤務が確認できれば年月まででも結構です。</small>	[幼稚園の場合] 学校教育法に定める「幼稚園設置基準」による認可(届出)日 [認定こども園の場合] 「認定こども園」の認可等年月日 [認可外保育施設の場合] 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付年月日	
変更前の施設について	変更前の施設名 ○○幼稚園 施設の概要 1 ◀ 上記「施設の概要」から該当の数字(1~8)を記入してください。 認可等年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 50 年 4 月 1 日	変更前(認可等年月日前)の施設の勤務を含める場合は、必ず記入してください。(例:幼稚園から認定こども園に移行等) ※変更前の施設が、9.認可外保育施設の場合、認可外保育施設での勤務期間・総勤務時間は含めず本様式をコピー(HPから印刷)して証明書を分けて発行してください。	

勤務経験	勤務期間が複数に分かれる場合は本様式をコピー(HPから印刷)するか、別紙に記入し必ず別紙にも公印を押印してください。		
幼稚園教諭免許状取得後の勤務期間	自: <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 25 年 4 月 から 至: <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 28 年 3 月 <small>現在勤務中</small> 現在勤務中の場合でも記入してください。	※以下の期間の勤務は記入しないでください。 ●認可等年月日より前 ●受験申請期限より後 ●証明日より後の勤務(勤務見込み等)	
上記勤務期間の総勤務時間数	いずれか1つに✓してください。(✓なし、複数✓は不可) <input checked="" type="checkbox"/> 4,320時間以上 <input checked="" type="checkbox"/> (1,400)時間	※4,320時間に満たない場合、必ず総勤務時間数を記入してください。(複数施設による合算の場合) 注意:「1日8時間×週5日勤務」、「週40時間」等の記入は不可。	

●認可等年月日より前または受験申請期限より後の記入不可

例 記入期間: 平成24年4月~平成30年11月はNG

勤務開始	認可等年月日	証明日	受験申請期限	継続勤務中
平成24年4月1日	平成26年4月1日	平成30年4月20日	平成30年10月26日	

●証明日より後の記入不可

例 証明日: 平成30年4月20日
 記入期間: 平成26年4月~平成30年11月はNG

認可等年月日	証明書へ記入できる勤務期間・総勤務時間数	証明日後	受験申請期限後
平成24年4月1日	平成26年4月1日	平成30年4月20日	平成30年10月26日

ご不明な点があれば
 証明書発行者から保育士試験事務センターに
 お問い合わせください。

保育士試験事務センター
 電話 03-3590-5561 / FAX 03-3590-5593
 (祝日を除く月曜日~金曜日の午前9時30分から午後5時30分まで)